

### 空き家の利活用、安全な住環境を 空き家に関する補助について

☎ 営繕住宅室 ☎ 63-7740

空き家の改修または危険な空き家の除却に補助金を交付しています。空き家の利活用による移住定住促進、安心・安全な住環境づくりの促進が目的です。

#### ◆移住促進のための空家リノベーション支援事業(空き家の改修に関する補助)

対象 市外から名張市への移住者(※注)  
補助額 改修費用の3分の1以内、100万円上限

#### ◆子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業(空き家の改修に関する補助)

対象 子育て世帯(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む世帯)で本市への移住者(※注)

補助額 改修費用の3分の1以内、80万円上限(空き家バンク利用の場合は100万円が上限)  
(※注)補助金交付後10年以上の居住が条件です

#### ◆特定空家等及び不良空家除却支援事業

・特定空家等…市が特定空家等の認定を行った建築物など(ただし、措置が命じられているものを除く)

・不良空家…次の①~③を全て満たすもの

- ① 1年以上使用されていないもの
- ② 延べ床面積の2分の1以上が居住用として使用されていたもの
- ③ 構造の腐朽または破損などにより、著しく危険性のあるもの

不良空家に該当するかは、事前に提出する申請書に基づき、市が現地調査を行い判定して決定

対象 所有者(相続人)

補助額 工事費用の3分の1以内、30万円上限

◎提出書類などは市ホームページから出力できます。補助金は予算がなくなり次第終了します。詳しくは、問合せ先へ



### 役所の仕事などへの困りごとは「行政相談」をご利用ください

☎ 市民相談室 ☎ 63-7416

国・県・市などの役所の仕事や特殊法人・独立行政法人などの仕事について、苦情や意見、困りごとを総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聴きし、解決を促進します。

日時 毎月第3木曜日 午後1時~3時(予約制)

場所 市役所1階市民相談室

◎相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

名張市の行政相談委員

▼中野 栄蔵 ▼瀧矢 美壽代

#### ■三重行政監視行政相談センター電話相談

おこまりならまる まるくじょー ひやくとおぼん  
0570-090110

※ PHS、一部の電話サービス、IP 電話などは、総務省三重行政監視行政相談センター(☎059-227-1100)へお問い合わせください。



### 国民年金加入中の事故や病気で重い障害が残ったら、「障害基礎年金」を受給できる場合があります

受給要件(次の3点を満たす必要があります)

- ① 初診日に国民年金に加入していること。または、加入していなくても20歳未満か60歳以上65歳未満で国内に住所を有していること。老齢基礎年金を繰上げ受給している人は請求できない場合があります。
- ② 障害認定日(初診日から1年6カ月経った日、または1年6カ月経過前に症状が固定した日)に国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき、もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき(身体障害者手帳などの等級とは異なります)。
- ③ 初診日の属する月の前々月までの保険料納付要件を満たしていること(年金制度加入前の20歳前に初診日がある場合は納付要件は不要です)。

◎詳しくは、保険年金室(☎63-2148)へ。窓口でのご相談の際には、事前連絡の上、本人確認書類、最初に医師、歯科医師の診療を受けた年月日からの受診歴が分かる物をお持ちください。

#### ◆障害年金などを受けている人対象◆

障害状態確認届(診断書)の提出期限が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害状態確認届(診断書)の提出期限が1年間延長されます。対象は、令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える人です。このうち対象の人で、障害状態確認届が届かない人などには、個別にお知らせ文書が日本年金機構から送付されます。

### 年金相談 ※事前に予約が必要です。基礎年金番号が分かるものをご準備ください。

#### ■津年金事務所(津市桜橋)

相談日時 平日 午前8時30分~午後5時15分(週初めは午後7時)、第2土曜日 午前9時30分~午後4時

☎ 全国年金事務所予約受付専用電話

☎ 0570-05-4890 ☎ 03-6631-7521

※産業振興センターアスパア(南町)での出張年金相談は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、令和2年4月以降の開催を当面、中止しています。なお、津年金事務所における相談も、一時的に閉鎖の可能性があります。

☎ 津年金事務所お客様相談室

☎ 059-228-9112



### 児童手当・特例給付の現況届は6月中に提出を(郵送受付可)

6月以降も引き続き児童手当・特例給付(児童手当など)を受給するためには現況届の提出が必要です(現況届の提出が無いと6月分以降の児童手当などの手当を受け取れません)。手続きが必要な人には、案内文書を5月29日に発送します。

提出 6月1日(月)~30日(木)までに「市役所子ども家庭室(〒518-0492 鴻之台1-1)」へ郵送もしくは持参してください(窓口は午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日を除く)。

◎現況届の提出を電子申請でも受け付けています(マイナンバーカードなどが必要)。

☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594



### 認可外の事業所内保育施設の設置届出はお済みですか?

次の場合、1日に保育する人数に関係なく県に届け出が必要です。

▼認可外保育施設

▼病院・企業などの事業所内で従業員の子どもの保育する施設

▼認可外の訪問型保育事業(ベビーシッター事業)

対象施設は、県ホームページより必要書類を出力し、「市役所保育幼稚園室(〒518-0492 鴻之台1-1)」へ郵送してください(持参可)。既に届出済の施設については、改めての届出は不要です(届出の内容に変更がある場合は変更届出書の提出が必要)。詳しくは、問合せ先へ

☎ 保育幼稚園室 ☎ 63-7919



### 「介護支援専門員実務研修受講試験」を実施

介護支援専門員実務研修の受講希望者に対して、介護を行うために必要な専門知識があることを確認し、高い資質を確保することを目的とした試験です。

試験日 10月11日(日)

試験会場 四日市市、伊勢市(予定)

申込 5月25日(日)~6月19日(金)(当日消印有効)までに、市役所1階介護・高齢支援室などで配布する申込書を、問合せ先へ

☎ 三重県社会福祉協議会 介護支援専門員試験・研修センター ☎ 059-271-9911



### 「経営所得安定対策」の申請はお済みですか?

交付対象作物を販売目的で生産する販売農家と集落営農に対して、交付金が支払われます。

申込 6月30日(木)までに、必要書類を直接市役所4階農林資源室へ持参してください。

◎申込方法など詳しくは、東海農政局三重県拠点経営所得安定対策窓口(☎059-228-3199)へ

☎ 農林資源室 ☎ 63-7625

### 読者の声

5-1号掲載「新型コロナウイルス感染症対策」について ▼コロナ関連の情報は、迅速に広報を ▼速やかに給付手続きを進めてほしい ▼学校が再開されず学力低下が心配 ▼今後、学校で遅れた分をどのようにしていくのか取り上げて欲しい